

令和6年度(令和7年度整備分)
障害者（児）施設整備事業に係る整備補助対象【一般整備分】

1 協議案件の決定方法

- (1) 「2 整備補助対象」に該当しないものは、非該当とする。
- (2) 「2 整備補助対象」に該当するものは、「3 優先項目」Ⅰ、Ⅱの上位の項目を満たすものを優先し、協議案件を決定する。
- (3) (2)により同順位となる場合は、整備計画の内容に応じ協議案件を決定する。
- (4) ただし、過去に指導監査で不適切な行為や利用者事故があった場合、整備計画の内容に問題がある場合などは、その内容によって、優先順位を見直す又は非該当とする。

2 整備補助対象

優先順位	内容
1	強度行動障害者(児)(※1)、重症心身障害者(児)(※2)及び医療的ケア児(者)(※3)等に対応する以下の整備を図るもの ● 共同生活援助事業所 ● 短期入所事業所 ● 生活介護事業所
2	強度行動障害者(児)(※1)、重症心身障害者(児)(※2)及び医療的ケア児(者)(※3)等に対応する以下の整備を図るもの ● 児童発達支援事業所 ● 放課後等デイサービス事業所

※1 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の者、又は強度行動障害児支援加算の算定要件である判定基準(11項目)で合計点数が20点以上の者

※2 次の①～③すべてを満たす者

- ① 身体障害者手帳(肢体不自由)1級・2級(肢体不自由以外の身体障害との合算の場合を除く)を所持している
- ② 療育手帳A判定(身体障害者手帳との合併の場合を除く)を所持している
- ③ 歩行が困難である

※3 人工呼吸器、喀痰吸引、経管栄養、インスリン注射、導尿などを必要とする者

3 優先項目

区分	優先順位	内容
Ⅰ 整備内容	1	創設
	2	増築
	3	その他改築、大規模修繕、老朽民間社会福祉施設整備(社会福祉法人の場合)等
Ⅱ 法人種別	1	社会福祉法人
	2	特定非営利活動法人、医療法人
	3	上記以外の法人